からのセンシングシステムを含めて、緊急の課題として研究することを継続すること。

2　ITU-Rの研究委員会に対し、ITU-R決議第55に添付されている、進行中の研究／活動の範囲を考慮に入れ、作業、特に災害予測、検知、被害の軽減及び救援の分野のものを加速するよう強く促すこと。

以下を無線通信局長に指示する。

1　決議第36（2010年グアダラハラ、改）及び決議第136（2010年グアダラハラ、改）の双方並びにタンペレ条約の履行に向けた主管庁の作業を支援すること。

2　国際連合の緊急時電気通信に関する作業グループ（WGET）と適宜協働すること。

3　災害救援及び被害の軽減のための電気通信パートナーシップ調整パネル（PCP-TDR）に参加し貢献を行うこと。

4　本決議と決議第646（WRC-12、改）及び決議第647（WRC-12、改）の活動の間の同期をとり、生じ得る重複を避けること。

改　　決議第646（WRC-12、改）　公共保護及び災害救援

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　「公共保護の無線通信」とは、法及び秩序の維持、人命及び財産の保護並びに緊急事態に対処する所掌機関及び組織によって使用される無線通信を指すこと。

b)　「災害救援の無線通信」とは、事故、自然現象又は人的活動のいずれによって起きるかを問わず、また、突然の発生又は複雑な長期的プロセスの結果としての発生を問わず、人命、健康、財産又は環境に対して重大な広範囲に及ぶ脅威を与える社会の機能の深刻な中断に対処する機関及び組織によって使用される無線通信を現すこと。

c)　緊急事態や災害救援に対処する機関、組織を含めた公共保護の機関、組織における電気通信及び無線通信の需要が増大しつつあり、法と秩序の維持、人命及び財産の保護、災害救援及び緊急事態の対応に不可欠であること。

d)　多数の主管庁は、緊急事態における国内と国境を越えた運用及び災害救援のために、公共保護、災害救助に使用されるシステム間の相互運用性及び相互作用を促進することを望んでいること。

e)　現在の公共保護及び災害救援のアプリケーションは、大半が音声及び低データ速度のアプリケーションを提供するナローバンドのものであり、一般的にチャネル帯域幅が25kHz以下であること。

f)　ナローバンドの要求が引き続き存在する一方で、将来の多くのアプリケーションはワイドバンド（384-500kbit/s程度の所要データ速度）及び／又はブロードバンド（1-100Mbit/s程度の所要データ速度）のものとなり、チャネル帯域幅はスペクトル効率の高い技術の使用によって異なること。

g)　ワイドバンド及びブロードバンドの公共保護並びに災害救援のアプリケーションのための新しい技術は、様々な標準化機関において開発中であること[1]。

h)　IMT及びITSのような、新しい技術の継続的開発は、公共保護及び災害救援の高度アプリケーションを支援又は補完し得ること。

i)　一部の商業用の地上及び衛星システムは、公共保護及び災害救援を支援する専用システムを補完していること、商業用ソリューションの使用は技術の開発及び市場の需要に応じたものになること、また、このことはそのようなアプリケーション及び商業用通信網に要求される周波数に影響を与え得ること。

j)　全権委員会議の決議第36（2010年グアダラハラ、改）は、タンペレ条約の締約国に対して、同条約を適用するための実際的な全ての手段を執るよう、また、そのために存在する運用調整官と密接に連携して作業を行うよう要請していること。

k)　ITU-R勧告M.1637は、緊急時及び災害救援時における無線通信装置の世界的規模の流通を促進するための指針を与えていること。

l)　一部の主管庁には状況に応じて公共保護及び災害救援のアプリケーションに様々な運用上の需要及び周波数の要求条件が存在し得ること。

m)　国連事務総長に寄託された国際条約である、災害軽減及び救援活動に対する情報通信資源の供与に関するタンペレ条約（1998年タンペレ）並びに関連する国連総会の決議及び報告書もまた、この点に関係していること。

以下を認め、

a)　以下に示すスペクトルの調和による便益

－　相互運用性の可能性の増大

－　規模の利益及び装置の可用性の拡大をもたらす、装置の製造基盤の拡大及び製造高の増加

－　スペクトルの管理及び計画の改善

－　国境を越えた装置の調整及び流通の強化

b)　公共保護活動と災害救援活動との組織的区別は、主管庁が国内レベルで決定する事項であること。

c)　公共保護及び災害救援に関する国内の周波数計画は、より高レベルな周波数の調和によって促進されるであろう他の関係主管庁との協力及び二者間協議を考慮する必要があること。

d)　特に、多国間の対応を必要とする活動の特殊な運用条件を考慮し、災害の場合に効果的で適切な人道的支援を提供するために各国間で協力することによる便益

e)　各国、特に開発途上国[2]の低価格の通信装置に対する必要性

f)　インターネットプロトコルに基づいた技術の利用が増大する傾向にあること。

g)　ITU-R レポートM.2033に記載されているように、現在では既存の公共保護及び災害救援の活動のために幾つかの周波数帯又はその一部が指定されていること[3]。

h)　将来の帯域幅要求条件を解決するために、公共保護及び災害救援の幾つかのアプリケーションを支援するのに必要な新たな周波数の量を減少させることができるソフトウェア無線、高度圧縮及びネットワーキング技術のような、幾つかの新規の技術開発が存在していること。

i)　災害時においては、大半の地上系の通信網が破壊又は損傷した場合、公共保護及び災害救援活動を支援するための通信業務をアマチュア、衛星及びその他の非地上系の通信網により提供し得る可能性があること。

j)　日常的に公共保護に必要とされる周波数量は各国間で顕著に異なる可能性があること、周波数の一定量は様々な国々において既にナローバンドのアプリケーションに